

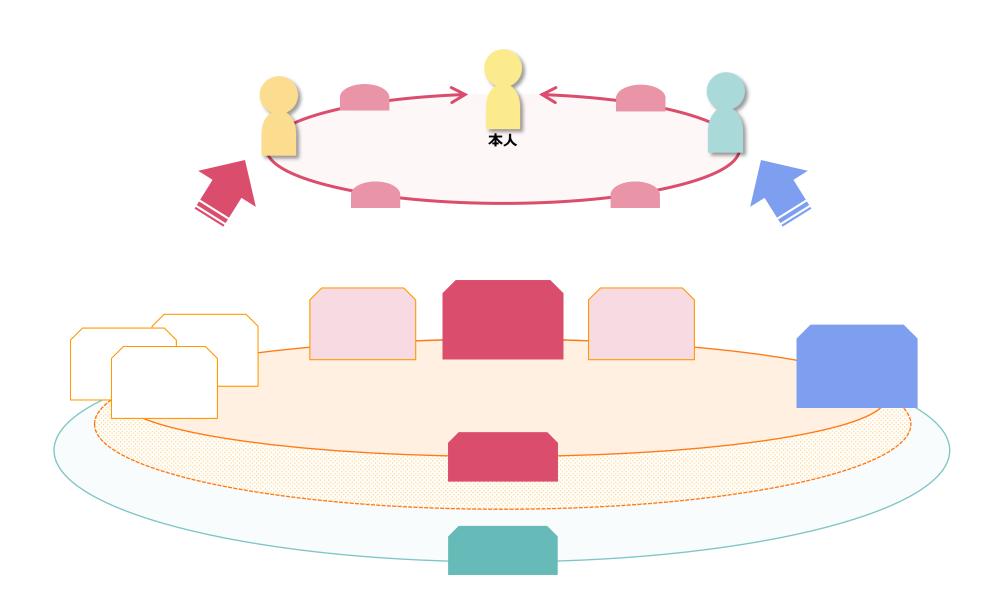
「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」と「包括的な支援体制」について

令和4年2月12日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

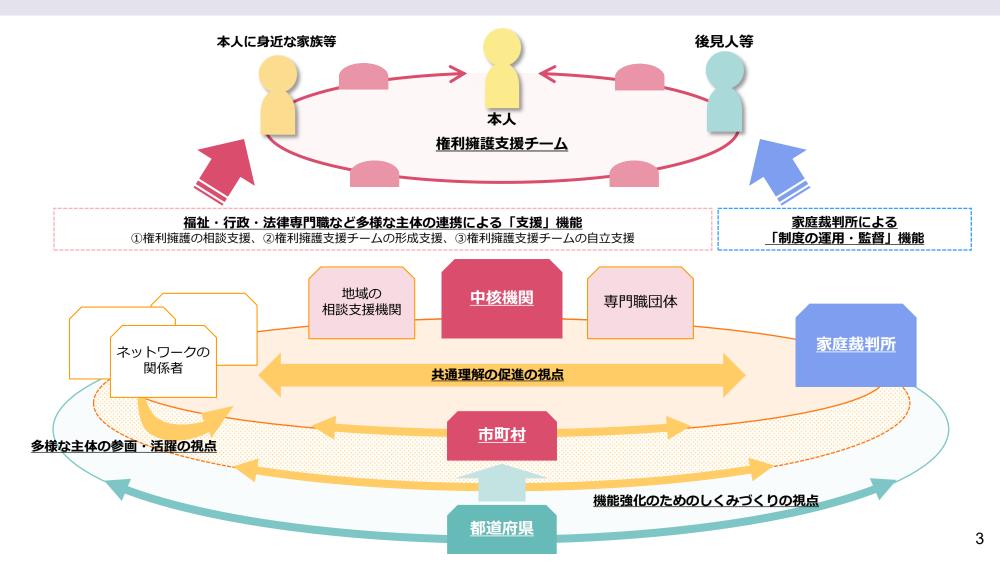
係長 安藤 亨

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



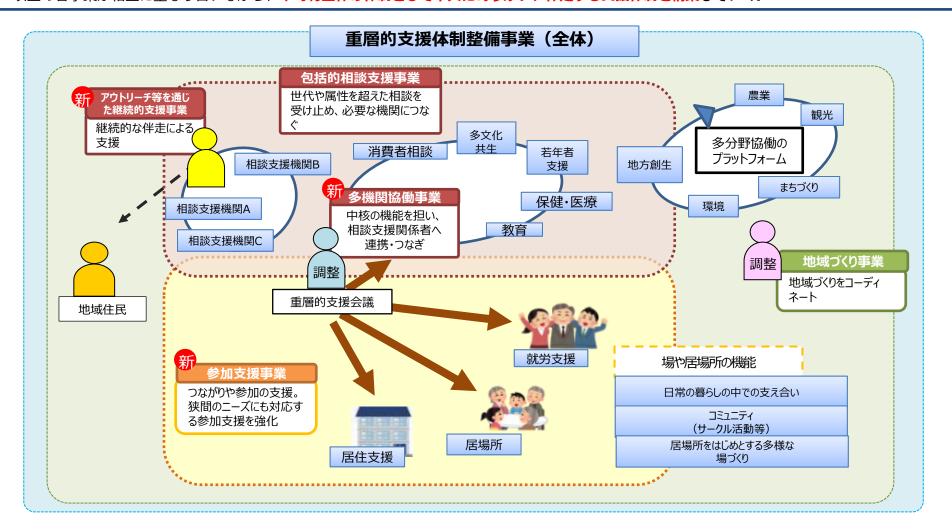
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ~権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ~

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例 については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



・地域共生社会の実現に向けた 権利擁護支援の地域連携ネットワークと 包括的な支援体制の一体的な整備



地域共生社会とは

◆制度·分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主 体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住 民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化



~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~













- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出

地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域









第二期基本計画(案) 基本的考え方における成年後見制度利用促進と権利擁護支援

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性と進め方

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、**自ら助けを求めることが難し く、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合**もある。**身寄りがないなど孤独・孤立の状態**に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、 地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ(権利擁護支援の 地域連携ネットワーク)をつくっていく。

地域連携ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

権利擁護に関する様々な既存の仕組み(地域包括ケアや虐待防止など)や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

「多層的」なネットワーク

○ 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくり

地域連携ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進



広報・相談の取組や中核機関の整備を既にしている場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援に取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域 的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

地域連携ネットワークの機能 ~個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」~

地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の

連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能 福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能 家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能 ①「権利擁護の相談支援」機能 ①「制度利用の案内」の機能 権利擁護支援 •本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、 の検討に関す 中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援 するために必要となる情報提供や、手続の案内(パンフ へのつなぎを行う機能。 る場面(成年 レット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブッ 後見制度の利 クやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進) •本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 用前) •成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 •成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ ②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ② 「適切な選任形態の判断」の機能 権利 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、 成年後見制度 地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適 護支援 の開始までの 切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたち 場面(申立の づくっていく機能。 人等の適切な選任 準備から後見 •権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討 を行う3つ 人の選任ま <u>(,)</u>

- •適切な申立ての調整(市町村長申立の適切な実施を含む)
- •権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援(課題解決後の後見人等の交代 も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選仟形態の検討・マッチング)

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

成年後見制度 の利用開始後 に関する場面 (後見人の選 O 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権 利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支 援を行う機能。

•チーム開始の支援(後見人等選任後における支援方針の確認・共有(支援内容の調整、 役割分担)、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認)

くチームによる支援の開始後、必要に応じて>

- •後見人等やチーム関係者などからの相談対応
- •チームの支援方針の再調整(支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、 中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など)

•権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の 意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選 任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見

③「適切な後見事務の確保」の機能

- •後見人等が行う後見業務(財産管理、身上保護、意思決定 支援のほか、報告書作成等の後見事務手続)の適切な遂行 のため、後見人等への相談対応や助言
- •必要に応じた指導や指示、監督処分
- •権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本 人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調 整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ~連携・協力による地域づくり~

○ 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、<u>福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による</u> <u>「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため</u>、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の<u>地域連携ネットワークの関係者が、</u> <u>以下の3つの視点(ア〜ウ)を持って、自発的に協力して取り組む</u>ことが必要である。

(なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。)

ア:異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ:様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍」の視点**

ウ:多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

	ウ・多くの関係自か目前がフ効未可に建筑・励力して指勤するための <u>「機能強化のためのしくゲラくり」の機能</u>										
			「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)								
			ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」 の視点	ウ「機能強化のためのしくみ づくり」の視点						
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	(成年後見制度の必要性など権 利擁護支援についての理解の 浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓 口の明確化と浸透(相談窓口 の広報を含む) 	地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化中核機関と各相談支援機関との連携強化	 各相談支援機関等の連携のし くみづくり 成年後見制度の利用の見極め を行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護 支援策の充実・構築 						
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任 まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	4	• 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築						
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	(• 意思決定支援や後見人等の役 割についての理解の浸透	 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	 後見人等では解決できない共 通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適 時・適切な連絡体制の構築 10 						

社会福祉法(第106条の3) [平成30年4月施行]

(包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相 互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等 が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の 支援関係機関が、解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的 かつ計地域生活課題を画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指 針を公表するものとする。
 - 第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、 (2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、 (3)相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備 などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

包括的な支援体制の整備と成年後見制度利用促進の体制整備を一体的に取り組むことの効果のイメージ

支え合いだけでは解決し にくい権利擁護支援の課 題が地域には潜在してい る

(※法的課題整理、権利 救済や権利行使の支援、 意思決定の支援が必要 なケースなど)

早期に「権利擁護支援」の必要性(法律的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

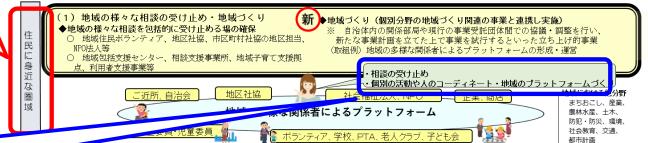
- ◎当事者主体の早期対応をしていく ことで、本人の財産を活用しつつ、 その人らしい生活の継続、地域生 活の継続が可能に。
- ◎支え合う住民も、安心して生活することができる
- ◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等
- ◎相談を受け止める場で明らかになった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算:39億円 (令和元年度予算額:28億円)

> 実施主体:市町村(200→250か所) 補助率:3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施



- -(2)多機関の協働による包括的支援・参加支援
- ◆多機関の協働による包括的支援
 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談
- → 参加支援○ 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、 就労支援 居住支援等を実施
 - %ガス様、店は又接寺を美穂 (取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこも り状態にある者を受け入れる取り組み



- (3)包括的支援体制への移行に保 ・包括的支援体制への移行に向い
- 調査事業 各市町村の状況に適した体制構築の検討

中核機関 (市町村直営又は委託)

弁護士会·司法書士会 ·社会福祉士会等

市町

村域等

民間団体 · NPO等

協議会

医療·福祉関係団体

家庭裁判所

基幹地域包括支援センター

障害者自立支援協議会

地域で本人と後見人 等を支えていくことで、 成年後見制度の適切 な活用、運用を支援

37

民生委員·自治会等 地域関係団体

金融機関団体

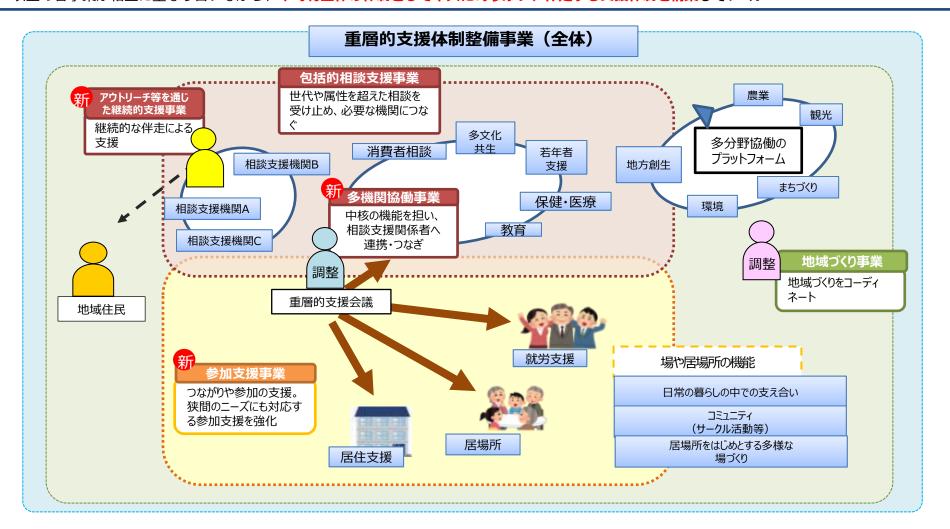
社会福祉協議会

・重層的支援体制整備事業との連携による 成年後見制度利用促進の取組の効果の可能性



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)とは

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

- 支援機関のネットワークで対応する
 - 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業に つなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

中核機関(成年後見制度利用促進基本計画)とは

○「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」である

権利擁護支援の地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任調整など)、④後見人支援

○ 協議会の事務局を果たす

【対応例】

○ 地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、<u>定期的に情報交換や事例検討</u>を行う。双方の 役割を兼務する。

- 包括的相談支援事業者においては、<u>早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待</u>できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- 中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)とは

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

- 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける 各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

中核機関(成年後見制度利用促進基本計画)とは

○「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」である

権利擁護支援の地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任調整など)、④後見人支援

協議会の事務局を果たす

【対応例】

○ 権利擁護支援に係る課題があると思われるにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。

- アウトリーチ支援事業者においては、<u>権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない</u> 方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- 中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、<mark>既存の権利擁</mark> 護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

多機関協働事業者と中核機関の連携

多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)とは

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における 包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。 ※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

中核機関(成年後見制度利用促進基本計画)とは

○ 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」である

権利擁護支援の地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任調整など)、④後見人支援

○ 協議会の事務局を果たす

【対応例】

- 多機関協働を図る役割の職員と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- 成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

- 多機関協働事業者においては、例えば、<u>判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例</u>においても、<u>成年後見制度を適切に利用</u>することで、年金管理などによって<u>財産状況を安定</u>させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- 中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、<u>他の支援関係機関との役割調整を円滑に</u> 行うことができるようになる。

重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

重層的支援会議とは

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

支援会議(社会福祉法第106条の6)とは

- 支援会議(※)は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、<u>地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事</u> 案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。<u>あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行う</u> ものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行 うために開催するものである。
 - (※)「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月発行。)」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条に規定する支援会議を活用している事例(P.256~257)などを紹介している。

重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

協議会(成年後見制度利用促進基本計画)とは

- 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。
- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、<u>新たに一から構築する必要は</u> <u>必ずしもない</u>。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

【対応例】

○ 重層的支援会議・支援会議を基本計画における<u>協議会と併せて開催</u>する。

- 重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護 <u>の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能</u>になる。また、社会資源の開発に向けた検 討等を行う際に、中核機関と関係の深い<u>司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすく</u>なる。
- 中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、<mark>既存の権利擁</mark> 護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)とは

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
 - 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。 また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

【対応例】

- 長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- <u>市民後見人養成講座を修了した方</u>が、成年後見人等として受任するまでの活動として、<u>参加支援の取組に協力</u>する。

- <u>成年被後見人等において、</u>社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった<u>社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる</u>。
- 参加支援事業としては、<u>市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で</u> <u>拡げることができる</u>。
- 成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、<u>市民後見人の養成等</u> <u>(養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む)が、促進法の目的である共生社会の</u> 実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。

・今後の5年間に向けて



第二期基本計画の工程表とKPI②

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目 標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度	
討向見制 等け直度	成年後見制度等の見直しに向けた検討	_	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
たし等検にの	総合的な権利擁護支援策の充実	_	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
	意思決定支援の浸透							
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府	」 ・県による意思決定支援研修 T	の実施	都道府県による	研修の継続実施	
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	_	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
制度	・基本的考え方の整理と普及	_	各ガイドライン共通 の基本的考え方を整 理した資料の作成 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広			い関係者・地域住民への普及、啓発		
の運	適切な後見人等の選任・交代の推進等							
の運用改善等	・柔軟な後見人等の交代の推進	_	一 市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の					
善 等 ——等	(苦情対応を含む) ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	_	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和							
	・成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	_	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・保険の普及等事後救済策の検討	_	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
+141	地域連携ネットワークづくり							
地域連携ネッ	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町	」 村による制度や相談窓口の 「	周知	市町村による	5周知の継続	
携	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	तं	」 市町村による中核機関の整備	 	市町村による中		
ーツ			中核機関のコーディネート機能の強化					
5	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	_						
ークづ	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	_	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
7< b	・包括的・多層的な支援体制の構築	_	取組を連携して行う際の 権利擁護支援の取組状況等も踏まえた 留意点の明示、好事例の収集等 重層事業の効果的な取組方策の検討					

• 参考(包括的支援体制と中核機関の整備例)



中核機関を含む多機関に包括化推進員を配置(高知県・中土佐町)

<自治体概要>

人口:6,398人 (令和3年3月31日)

面積:193.2km

高齢化率: 47.9% (今和3年3月31日)

<中核機関>

各

地

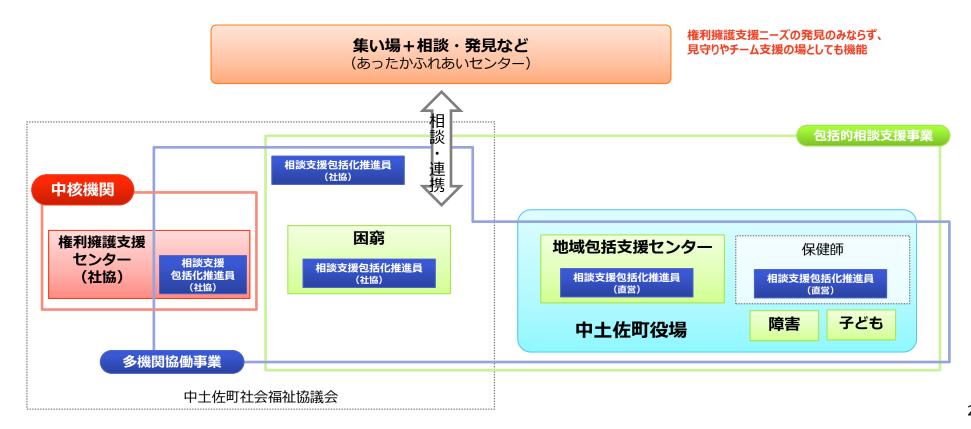
町

全

設置方法:単独 運営方法:委託

運営主体:社会福祉協議会

- 中土佐町では、社会福祉協議会に委託して実施している権利擁護支援センターが中核機関の役割を担っている。
- この権利擁護支援センターに加え、役場の健康福祉課係長(障害・保健・児童)・地域包括支援センター 係長、社協の地域福祉課長・生活困窮自立支援事業担当を、相談支援包括化推進員として配置。
- 中土佐町では職員数が少ないため、直接世帯の支援に関わる職員が相談支援包括化推進員の役割も担う ケースがあり、客観的な評価が難しい場合もあるなどの課題もある。一方で、相談支援包括化推進員は多機関 連携の調整役などを担う二次的な立場であり、所管を超えた俯瞰的な役割を果たせるというメリットがある。



全世代型包括支援センターによる中核機関運営(石川県・津幡町)

<自治体概要>

人口: 37,485人 (令和3年3月31日)

面積:110.6㎞

高齢化率: 24.5% (令和3年3月31日)

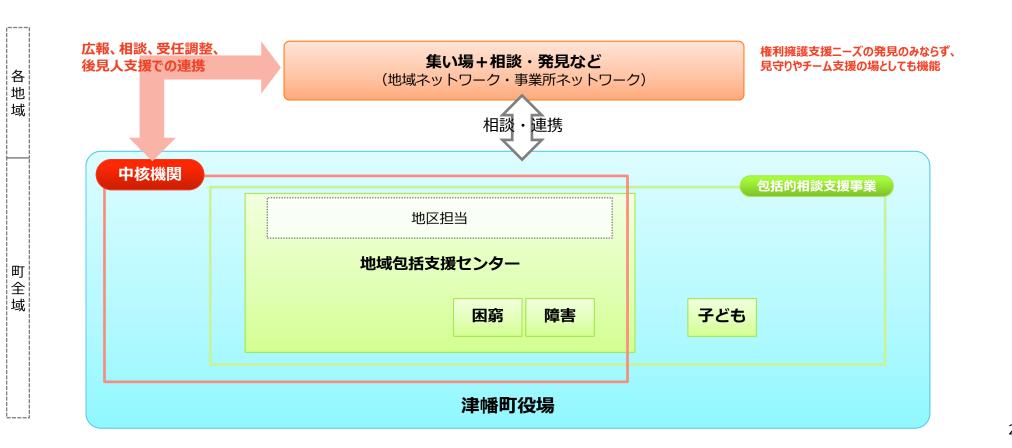
<中核機関>

設置方法:単独

運営方法:直営(地域包括)

運営主体:自治体

- 津幡町では、地域包括支援センターが高齢者のみならず、障害者、生活困窮、権利擁護など、すべての年代を対象とした福祉総合相談窓口を担っている。
- この全世代型の地域包括支援センターが、中核機関の位置付けとなっている。
- 職員は地区担当制を取っており、毎朝、多職種でのミーティングでの情報共有を図るとともに、必要に応じて、 ケース担当と権利擁護事業担当による見極めや支援方針の検討なども実施している。
- 中核機関が実施するマッチングやチーム員との会議等も地域ケア個別会議として位置付けて進めているなど、 地域包括支援センターが構築してきた地域や事業所のネットワークとの有機的な連携を見せている。



福祉総合相談センター・虐待防止・中核機関の一体的整備(山口県・宇部市)

<自治体概要>

人口: 163,132人 (令和3年1月1日)

面積: 286.7㎞

高齢化率:33.2% (令和3年1月1日)

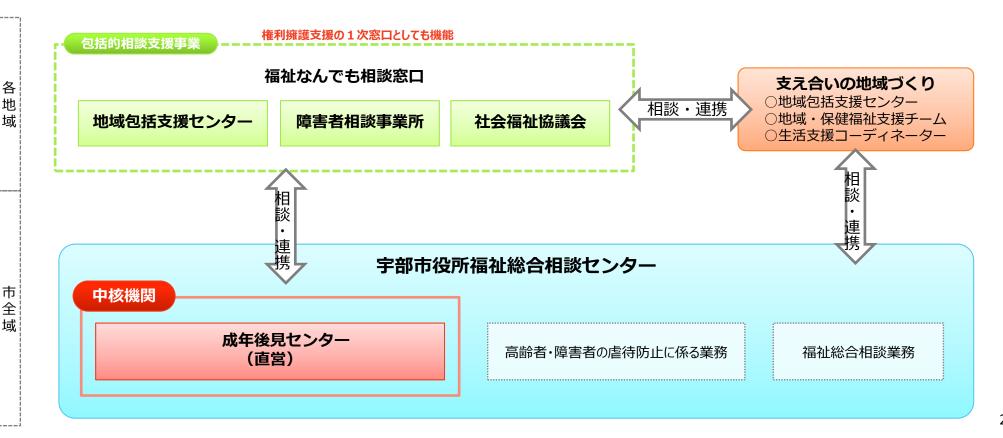
<中核機関>

設置方法:単独

運営方法:直営(総合相談)

運営主体:自治体

- 宇部市では、地域福祉・指導監査課内に福祉総合相談や虐待防止等の業務を担う「福祉総合相談センター」を設置。このセンター内には、直営の成年後見センターが中核機関として設置されている。
- 各地域15箇所に配置された「福祉なんでも相談窓口」等が、包括的な相談対応の中から、権利擁護支援 のニーズをキャッチし、成年後見センターにつないでいる。
- 成年後見センターが設置されている福祉総合相談センターでは、虐待防止の担当も配置(一部、成年後見センターの職員との兼務あり)されているため、金銭搾取やセルフネグレクトといった対応の際に、迅速かつ適切に成年後見制度を利用することができ、本人の権利の保護を図ることが進めやすい。



福祉まるごと相談窓口を通じた横断的な権利擁護支援体制(山形県・山形市)

<自治体概要>

人口: 242,647人 (令和3年3月31日)

面積:381.6㎞

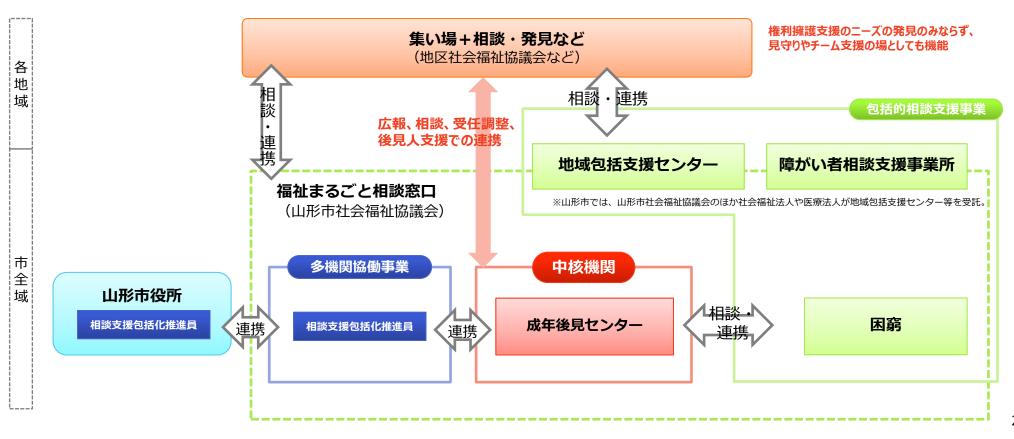
高齢化率: 29.9% (令和3年3月31日)

<中核機関>

設置方法:単独 運営方法:委託

運営主体:社会福祉協議会

- 山形市では、社会福祉協議会に委託して設置している成年後見センターが中核機関の役割を担っている。
- 地区社会福祉協議会等からのつなぎや、市内 1 4 箇所にある地域包括支援センターが主催する権利擁護 部会で情報共有や事例検討を行っている。
- また、山形市社会福祉協議会にある各種相談事業を、「福祉まるごと相談窓口」として包括化し、既存の制度や仕組みでは対応が難しいケースの受け止めを行い、その中から権利擁護支援が必要な場合は、成年後見センターが対応を進めている。
- 多機関協働が必要な場合は、市役所と社協にいる相談支援包括化推進員と連携して対応を進める。



市と社協の協働による包括的支援の実施と中核機関の運営(愛知県・豊田市)

<自治体概要>

人口:421,765人(令和3年3月1日)

面積:918.3㎞

高齢化率: 23.6% (令和3年3月1日)

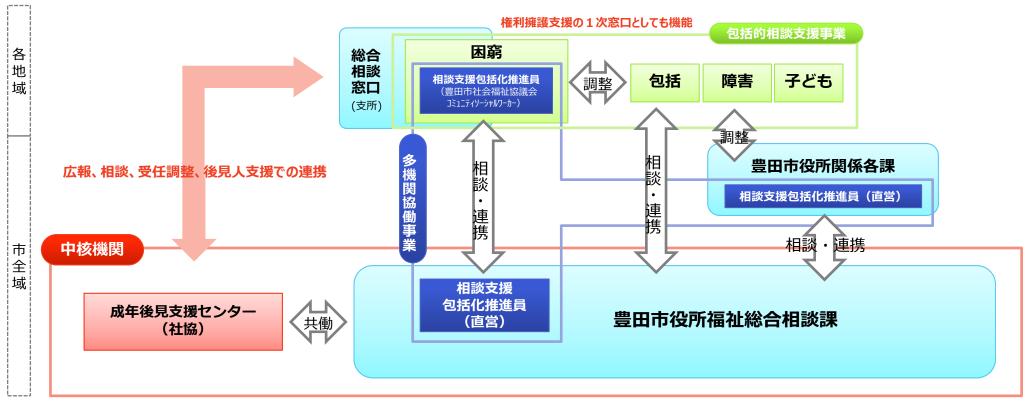
<中核機関>

設置方法:単独

運営方法:直営+委託

運営主体:自治体・社会福祉協議会

- 豊田市では、中核機関を、市役所(相談支援包括化推進員を兼務)と、成年後見支援センター(市社会 福祉協議会に委託)が共働して運営。
- 市町村計画において、権利擁護支援の1次窓口として、総合相談窓口や地域包括支援センター、障がい者 相談支援事業所(包括的相談支援事業を実施)を位置付けている。
- 多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を、市役所の関係各課及び社会福祉協議会のコミュニティ ソーシャルワーカー、中核機関でもある市役所福祉総合相談課といった多機関に配置していることで、権利擁護 支援においても多岐にわたる連携・調整をスムーズに実施することが可能。



「地域の縁側」等からつながる包括的な権利擁護の支援体制(神奈川県・藤沢市)

<自治体概要>

人口:438,076人 (令和3年3月1日)

面積:69.6㎞

高齢化率: 24.5% (令和3年3月1日)

<中核機関>

設置方法:単独 運営方法:委託

運営主体:社会福祉協議会

- 藤沢市では、社会福祉協議会に委託して実施しているふじさわあんしんセンターが中核機関の役割を担っている。
- 地域の居場所である「地域の縁側」などにおいて、「気になる方」を発見した際は、コミュニティソーシャルワーカーがニーズの精査を行いながら、権利擁護支援が必要な場合は、あんしんセンターになど、適切な支援機関につなげていく。
- 相談支援包括化推進員は、社会福祉協議会の中に配置されており、多機関協働が必要な場合は、社協が 実施する事業などと連携して対応を進めることができる。

